

(平成31年4月以降申請用)

所持免許状を基礎にして、 在職年数と修得単位で 上級免許状を取得する場合

(特別支援学校教諭免許を除く)

<目次>

I 共通事項

1 概要	1
2 単位の修得	1
3 在職年数	2

II 取得しようとする免許状の種類別の必要単位数等

第1 幼稚園教諭免許状の上級免許状を取得する場合	4
第2 小学校教諭免許状の上級免許状を取得する場合	8
第3 中学校教諭免許状の上級免許状を取得する場合	12
第4 高等学校教諭免許状の上級免許状を取得する場合	16
第5 養護教諭免許状の上級免許状を取得する場合	20
第6 栄養教諭免許状の上級免許状を取得する場合	23

第3章 所持免許状を基礎にして、在職年数と修得単位で上級免許状を取得する場合 (特別支援学校教諭免許を除く)

I 共通事項

1 概要

基礎となる免許状を取得した後、教員としての在職年数と所定の単位を修得して上級免許状を取得します(法第6条、別表第3、別表第6、別表第6の2を根拠に、教育職員検定による取得)。

教育職員検定の場合、免許状取得の必要単位の詳細は、都道府県によって異なります。この御案内は、神奈川県教育委員会における内容です。

なお、神奈川県教育委員会に免許取得の申請ができるのは、神奈川県内にお住まいの方又は神奈川県内の学校に教員として勤務する方となります。

(注) この資料では法令を略称で表示します。

略称	法令名	備考
法	教育職員免許法	
施行法	教育職員免許法施行法	
29法	教育職員免許法の一部を改正する法律(昭和29年法律第158号)	
規則	教育職員免許法施行規則	文部省令
細則	教育職員免許法及び教育職員免許法施行法施行細則	神奈川県教育委員会規則

2 単位の修得

(1) 単位の修得時期

基礎となる免許状を取得した後に修得した単位が有効です。

(基礎となる免許状の取得以前に修得した単位は使用できません。)

(2) 単位が修得できる大学等

法別表第3、別表第6、別表第6の2により免許状を取得する場合の必要単位は、認定課程を有する大学等のほか、認定課程を有しない大学、認定講習等で修得できます。修得単位は、「学力に関する証明書」の発行により証明されることが必要です。

取得しようとする免許状	単位が修得できる大学等	
	認定課程を有する大学等	認定課程を有する大学等以外
専修免許状	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 大学院の課程 ✓ 大学(短期大学を除く。)の専攻科の課程 	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 認定課程を有していない大学等 ✓ 文部科学大臣の認定する講習 ✓ 大学の公開講座もしくは通信教育において修得した単位
一種免許状	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 大学の課程 ✓ 短期大学の専攻科で文部科学大臣が指定するものの課程(高等学校教諭一種免許状を除く。) 	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 文部科学大臣の指定する養護教諭養成機関において修得した単位 ✓ 文部科学大臣が大学に委嘱して行う試験の合格により修得した単位
二種免許状	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 大学又は短期大学の課程 	<ul style="list-style-type: none"> ※ <u>取得しようとする免許状に対応した単位として修得したものが有効です。</u>

3 在職年数

(1) 概要

基礎となる免許状	在職年数に含めることができるもの
幼稚園教諭 小学校教諭 中学校教諭 高等学校教諭	基礎となる免許状を取得した後、教員又は当該学校の主幹教諭（養護又は栄養の指導及び管理をつかさどる主幹教諭を除く）、指導教諭若しくは講師（※1・※2）として良好な成績で勤務した在職年数
養護教諭	基礎となる免許状を取得した後、養護をつかさどる主幹教諭、養護教諭又は養護助教諭として良好な成績で勤務した在職年数
栄養教諭	基礎となる免許状を取得した後、栄養の指導及び管理をつかさどる主幹教諭又は栄養教諭として良好な成績で勤務した在職年数

※1 これらに相当する義務教育学校の前期課程又は後期課程、中等教育学校の前期課程又は後期課程及び特別支援学校の各部の教員を含みます。

※2 幼稚園教諭の免許状を取得しようとする場合は、幼保連携型認定こども園の主幹保育教諭、指導保育教諭、保育教諭又は講師を含みます。

(2) 在職年数の考え方

在職年数の考え方	具体例
基礎となる免許状（教科）を活用していない在職年数は含めることができません。	✓ 高等学校教諭免許状（公民）を取得した後、臨時免許状（地理歴史）で高等学校に勤務し、公民科での勤務実績がない場合、高等学校教諭免許状（公民）の上級免許状取得のための在職年数とすることはできません。
専科担任を行った在職年数は、「基礎となる免許状」の在職年数にできません。	✓ 「基礎となる免許状」が中学校教諭二種免許状（音楽）の方が、中学校教諭一種免許状（音楽）を取得しようとする場合、「基礎となる免許状」の在職年数は、中学校（音楽）のものがが必要です。小学校の音楽の専科担任の在職年数は「基礎となる免許状」の在職年数にできません。
日本人学校に派遣されていた期間は、在職年数に含めることができます。	✓ 文部科学大臣が小学校、中学校又は高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した日本人学校に派遣されていた期間は、上級免許状を取得する場合においては在職年数に含めることができます（規則第67条）。
休職、育児休業の期間は、在職年数に含めることができません。	
臨時的任用職員の期間は、「月数と日数」となります。	✓ 任用期間が平成29年4月1日～平成30年3月25日の場合の在職年数は11月と25日です。 ✓ 月の途中から任用された場合の在職年数は、在職年数の計算方法（次ページ）によります。
非常勤講師の期間は、勤務条件により期間の換算を行った「換算後の月数と日数」となります。	✓ 在職年数の計算方法（次ページ）により算出されたものとします。

(参考) 在職年数の計算方法

ア 月数の計算

任期(始)	任期(終)の月に応当日(同じ日付)があるか	在職期間が2ヶ月となる場合	
		任期(終)	例
月の初日	—	翌月の末日	✓ 1月1日～2月28日(※1) ✓ 9月1日～10月31日
月の初日以外	ある	翌々月の <u>応当日</u> の前日	✓ 1月15日～3月14日 ✓ 3月31日～5月30日 ✓ 7月30日～9月29日
	ない	翌々月の <u>末日</u>	✓ 7月31日～9月30日

※1 うるう年の場合は「2月29日」

イ 在職年数への換算率(※2 非常勤講師の担当日時数に、日/週と時間/週の両方の記載がある場合は、換算率の高い方を適用)

職			換算率	
正規教員、臨時的任用職員、常勤講師			1 / 1	
非常勤講師	担当日時数	6日/週 又は 15時間/週以上	※2	
		5日/週 又は 12～14時間/週		5 / 6
		4日/週 又は 9～11時間/週		2 / 3
		3日/週 又は 6～8時間/週		1 / 2
		2日/週 又は 3～5時間/週		1 / 3
		1日/週 又は 2時間/週以下		1 / 6

ウ 非常勤講師の「換算後の月数と日数」の算出

- ✓ 換算率1/1の期間は、任用期間の「月数と日数」となります。
- ✓ 換算率5/6以下の期間は、「ア 月数の計算」により算出された月数(1月未満切捨)に「イ 在職年数への換算率」を掛けた「換算後の月数」(1月未満切捨)となります。

(例1) A校: H23. 4. 1～H23. 11. 20 (5日/週) の場合 (任用期間は7月と20日)
 $\Rightarrow 7月 \times 5 / 6 = 5.83 \Rightarrow$ 5月

(例2) B校: H23. 4. 5～H24. 3. 20 (週6時間)、C校: H23. 10. 1～H24. 3. 20 (週9時間) の場合、重複期間の時間数を合算して(期間1)と(期間2)にします。

(期間1) H23. 4. 5～H24. 9. 30 (週6時間) (任用期間は5月と26日)
 $\Rightarrow 5月 \times 1 / 2 = 2.5 \Rightarrow$ 2月

(期間2) H23. 10. 1～H24. 3. 20 (週15時間) (任用期間は5月と20日)
 \Rightarrow 換算率1/1なので、5月と20日

第1 幼稚園教諭免許状の上級免許状を取得する場合

1 法別表第1（規則第2条第1項の表）と、幼稚園教諭免許状の上級免許を取得する場合（<表3-1>～<表3-4>）の科目名の対応について

法別表第1（規則第2条第1項の表） （抜粋）				記号		<表3-1>～ <表3-4>の科目名		対応
欄	科目名	事項名						
第2欄	領域及び保育内容の指導法に関する科目	領域に関する専門的事項		①	⇒	領域に関する専門的事項に関する科目		左図の 同じ行 (⇒) が対応
		保育内容の指導法（情報機器及び教材の活用を含む。）		②	⇒	〈保育内容の指導法に関する科目〉 又は〈教諭の教育の基礎的理解に関する科目等〉	保育内容の指導法に関する科目	
第3欄	教育の基礎的理解に関する科目	(略)	*	③	⇒		第3欄に掲げる科目	
第4欄	道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目	(略)	*	④	⇒		第4欄に掲げる科目	
第5欄	教育実践に関する科目	(略)	*	⑤		選択科目	②～⑤ から 選択	
第6欄	大学が独自に設定する科目			⑥		大学が独自に設定する科目	①～⑥ から 選択	

* 「第3欄」、「第4欄」及び「第5欄」＝「教諭の教育の基礎的理解に関する科目等」

2 幼稚園教諭専修免許状を取得する場合（基礎となる免許状：幼稚園教諭一種免許状）
【根拠規定：法別表第3、規則第11条】

<表3-1>

在職年数	科目	総単位数
3	大学が独自に設定する科目（大学院等）	15

3 幼稚園教諭一種免許状を取得する場合（基礎となる免許状：幼稚園教諭二種免許状）

※ (1)又は(2)の区分で適用表が異なります。

区 分	説 明	適用表・備考
(1) 大学を卒業していない者	(2)に該当しない者	<表3-2>
(2) 大学を卒業した者等	次のいずれかに該当する者 ✓ 大学に3年以上在学し、かつ、93単位以上を修得した者 ✓ 大学に2年以上及び大学の専攻科に1年以上在学し、かつ、93単位以上を修得した者	<表3-3> (1)と比べて在職年数の軽減措置あり

(1) 大学を卒業していない者

【根拠規定：法別表第3、規則第11条・第13条・第14条、細則別表第1の1(1)】

<表3-2>

在職年数		5	6	7	8	9	10	11	12	12
		年	年	年	年	年	年	年	年	年以上 (特例)
修得単位数(7)										(I)
最低修得単位数	領域に関する専門的事項に関する科目(イ)	4	4	3	3	2	2	1	1	1
	〈保育内容の指導法に関する科目〉又は〈教諭の教育の基礎的理解に関する科目等〉	6	6	5	4	4	4	3	2	含
	〈保育内容の指導法に関する科目〉又は〈第4欄に掲げる科目〉(ウ)	10	9	8	7	5	4	4	3	含
	選択科目	4	3	3	3	3	3	2	2	
大学が独自に設定する科目		6	6	6	6	6	5	3	2	2
総単位数		45	40	35	30	25	20	15	10	10

<備考>

- (7) 最低修得単位数を含んで、総単位数を修得します。
- (イ) 健康、人間関係、環境、言葉及び表現の領域に関する専門的事項を含む科目のうち1以上の科目について修得します。
- (ウ) 「〈保育内容の指導法に関する科目〉又は〈第4欄に掲げる科目〉」のうち「保育内容の指導法に関する科目」について2単位以上修得することとする場合は、当該科目の単位の半数までは、小学校教諭の普通免許状の授与を受ける場合の「各教科の指導法に関する科目」又は「特別活動の指導法に関する科目(※)」の単位をもって充てることができます。

※ 規則第3条第1項の表の「道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目（特別活動の指導法に係る部分に限る。）」

(エ) 「12年以上（特例）」は、2単位以上の単位数をもって開講される大学の単位を含んで単位修得する場合に適用されます。

(2) 大学を卒業した者等

【根拠規定：法別表第3、規則第11条～第14条、細則別表第1の2(1)】

<表3-3>

在職年数		3	4	5	6	6	
		年	年	年	年以上	(特例) 年以上	
修得単位数(7)						(I)	
最低修得単位数	領域に関する専門的事項に関する科目(イ)	2	2	1	1	1	
	〈保育内容の指導法に関する科目〉又は〈教諭の教育の基礎的理解に関する科目等〉	4	4	3	2	含	7 単 位 以 上
	第3欄に掲げる科目					含	
	〈保育内容の指導法に関する科目〉又は〈第4欄に掲げる科目〉(ウ)	5	4	4	3	含	
	選択科目	3	3	2	2		
大学が独自に設定する科目		6	5	3	2	2	
総単位数		25	20	15	10	10	

<備考>

(ア)～(ウ)：「(1) 大学を卒業していない者」と同じ。

(エ) 「6年以上（特例）」は、2単位以上の単位数をもって開講される大学の単位を含んで単位修得する場合に適用されます。

4 幼稚園教諭二種免許状を取得する場合（基礎となる免許状：幼稚園助教諭臨時免許状）
【根拠規定：法別表第3、規則第11条・第13条・第14条、細則別表第1の1（2）】

<表3-4>

在職年数		6	7	8	9	10	11	12	13
		年	年	年	年	年	年	年	年以上
修得単位数（ア）									
最低修得単位数	領域に関する専門的事項に関する科目（イ）	5	4	4	3	3	2	2	1
	〈保育内容の指導法に関する科目〉 又は〈教諭の教育の基礎的理解に関する科目等〉	8	7	7	6	5	4	3	2
	第3欄に掲げる科目	18	16	14	12	10	9	7	5
	〈保育内容の指導法に関する科目〉又は〈第4欄に掲げる科目〉（ウ）	4	4	3	3	3	2	2	2
選択科目		4	4	3	3	3	2	2	2
総単位数		45	40	35	30	25	20	15	10

<備考>

(ア)～(ウ)：「3 幼稚園教諭一種免許状を取得する場合（1）大学を卒業していない者」と同じ。

5 幼稚園教諭二種免許状を取得する場合の特例【29法附則関係】

次のものがありますが、該当事例が少ないため、表は省略します。

説明	根拠規定
施行法第1条第1項の表第2、3、7～9号、第2条第1項の表第2～4、6、9～12、15～17、20、20の3、24、24の2号の規定に該当し、同法により幼稚園助教諭臨時免許状を受けている者	29法附則第11項、規則附則第15項、細則別表第1の9（1）
修業年限4年の教員養成諸学校の卒業者又は修業年限4年以上の専門学校卒業者で幼稚園助教諭臨時免許状を受けている場合	29法附則第12項、規則附則第15項、細則別表第1の9（2）

第2 小学校教諭免許状の上級免許状を取得する場合

1 法別表第1（規則第3条第1項の表）と、小学校教諭免許状の上級免許を取得する場合（〈表3-5〉～〈表3-8〉）の科目名の対応について（記号が同じものが対応）

法別表第1（規則第3条第1項の表） （抜粋）				記号	〈表3-5〉～ 〈表3-8〉の科目名	対応
欄	科目名	事項名				
第2欄	教科及び教科の指導法に関する科目	教科に関する専門的事項		① ⇒	教科に関する専門的事項に関する科目	左図の 同じ行 (⇒) が 対応
		各教科の指導法（情報機器及び教材の活用を含む。）		② ⇒	〈各教科の指導法に関する科目〉 又は〈教諭の教育の基礎的理解に関する科目等〉	
第3欄	教育の基礎的理解に関する科目	(略)	* ③ ⇒	第3欄に掲げる科目		
第4欄	道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目	(略)	* ④ ⇒	第4欄に掲げる科目		
第5欄	教育実践に関する科目	(略)	* ⑤	選択科目		
第6欄	大学が独自に設定する科目		⑥	大学が独自に設定する科目	①～⑥ から選択	

* 「第3欄」、「第4欄」及び「第5欄」＝「教諭の教育の基礎的理解に関する科目等」

2 小学校教諭専修免許状を取得する場合（基礎となる免許状：小学校教諭一種免許状）

【根拠規定：法別表第3、規則第11条】

〈表3-5〉

在職年数	科目	総単位数
3	大学が独自に設定する科目（大学院等）	15

3 小学校教諭一種免許状を取得する場合（基礎となる免許状：小学校教諭二種免許状）

※ (1)又は(2)の区分で適用表が異なります。

区 分	説 明	適用表・備考
(1) 大学を卒業していない者	(2)に該当しない者	<表3-6>
(2) 大学を卒業した者等	次のいずれかに該当する者 ✓ 大学に3年以上在学し、かつ、93単位以上を修得した者 ✓ 大学に2年以上及び大学の専攻科に1年以上在学し、かつ、93単位以上を修得した者	<表3-7> (1)と比べて在職年数の軽減措置あり

(1) 大学を卒業していない者

【根拠規定：法別表第3、規則第11条・第13条・第14条、細則別表第1の1(3)】

<表3-6>

在職年数		5	6	7	8	9	10	11	12	12
		年	年	年	年	年	年	年	年	年以上 (特例)
修得単位数(ア)										(イ)
最低修得単位数	教科に関する専門的事項に関する科目(イ)	4	4	3	3	2	2	1	1	1
	〈各教科の指導法に関する科目〉 又は〈教諭の教育の基礎的理解に関する科目等〉	6	5	5	4	4	3	2	2	含 7 単 位 以 上
	第3欄に掲げる科目	11	10	9	8	6	5	5	3	
	〈各教科の指導法に関する科目〉又は〈第4欄に掲げる科目〉	(ウ)		(エ)						
	選択科目	4	4	3	3	3	3	2	2	
大学が独自に設定する科目	5	5	5	5	5	4	3	2	2	
総単位数		45	40	35	30	25	20	15	10	10

<備考>

- (ア) 最低修得単位数を含んで、総単位数を修得します。
- (イ) 国語（書写を含む。）、社会、算数、理科、生活、音楽、図画工作、家庭、体育及び外国語（英語、ドイツ語、フランス語その他の各外国語に分ける。）（以下「国語等」という。）のうち1以上の科目について修得します。
- (ウ) 「〈各教科の指導法に関する科目〉又は〈第4欄に掲げる科目〉」の最低修得単位数が10単位以上の場合、国語等の教科のうち4以上の「教科の指導法に関する科目」についてのそれぞれ1単位を含んで修得します。
- (エ) 「〈各教科の指導法に関する科目〉又は〈第4欄に掲げる科目〉」の最低修得単位数が9単位以下の場合、国語等の教科のうち2以上の「教科の指導法に関する科目」についての

それぞれ1単位を含んで修得します。

- (オ) 「12年以上(特例)」は、2単位以上の単位数をもって開講される大学の単位を含んで単位修得する場合に適用されます。

(2) 大学を卒業した者等

【根拠規定：法別表第3、規則第11条～第14条、細則別表第1の2(2)】

<表3-7>

在職年数		3	4	5	6	6		
		年	年	年	年以上	(特例)	年以上	
修得単位数(ア)						(オ)		
最低修得単位数	教科に関する専門的事項に関する科目(イ)	2	2	1	1	1		
	〈各教科の指導法に関する科目〉又は〈教諭の教育の基礎的理解に関する科目等〉	第3欄に掲げる科目	4	3	2	2	含	7 単 位 以 上
		〈各教科の指導法に関する科目〉又は〈第4欄に掲げる科目〉	(エ)				含	
		選択科目	3	3	2	2		
	大学が独自に設定する科目	5	4	3	2	2		
総単位数		25	20	15	10	10		

<備考>

(ア)(イ)(エ)：「(1) 大学を卒業していない者」と同じ。

- (オ) 「6年以上(特例)」は、2単位以上の単位数をもって開講される大学の単位を含んで単位修得する場合に適用されます。

4 小学校教諭二種免許状を取得する場合（基礎となる免許状：小学校助教諭臨時免許状）
 【根拠規定：法別表第3、規則第11条・第13条・第14条、細則別表第1の1（4）】

<表3-8>

修得単位数（7）		在職年数								
		6年	7年	8年	9年	10年	11年	12年	13年以上	
最低修得単位数	教科に関する専門的事項に関する科目（イ）	4	4	3	3	2	2	1	1	
	〈各教科の指導法に関する科目〉又は〈教諭の教育の基礎的理解に関する科目等〉	第3欄に掲げる科目	6	6	5	4	3	3	2	1
		〈各教科の指導法に関する科目〉又は〈第4欄に掲げる科目〉（ウ）	19	17	15	13	11	9	7	5
	選択科目	4	3	3	3	3	2	2	2	
	大学が独自に設定する科目	2	2	2	2	1	1	1	1	
総単位数		45	40	35	30	25	20	15	10	

<備考>

- (ア) (イ)：「3 小学校教諭一種免許状を取得する場合（1）大学を卒業していない者」と同じ。
 (ウ) 「道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目（道徳の理論及び指導法に係る部分に限る。）」及び6の教科（音楽、図画工作及び体育のうち2以上を含む。）の「教科の指導法に関する科目」についてのそれぞれ1単位を含んで修得します。

5 小学校教諭二種免許状を取得する場合の特例【29法附則関係】

次のものがありますが、該当事例が少ないため、表は省略します。

説明	根拠規定
施行法第1条第1項の表第2、3、7～9号、第2条第1項の表第2～4、6、9～12、15～17、20、20の3、24、24の2号の規定に該当し、同法により小学校助教諭臨時免許状を受けている者	29法附則第11項、規則附則第15項、細則別表第1の9（1）
修業年限4年の教員養成諸学校の卒業生、修業年限4年以上の専門学校卒業生、旧教員免許令による高等学校高等科教員免許状若しくは高等女学校高等科及び専攻科教員免許状の所有者又は旧大学令による学士号の所有者で小学校助教諭臨時免許状を受けている場合	29法附則第12項、規則附則第15項、細則別表第1の9（2）
旧教員免許令による中学校高等女学校教員免許状、高等女学校教員免許状又は実業学校教員免許状の所有者で小学校助教諭臨時免許状を受けている場合	29法附則第13項・規則附則第15項・細則別表第1の9（3）

第3 中学校教諭免許状の上級免許状を取得する場合

1 法別表第1（規則第4条第1項の表）と、中学校教諭免許状の上級免許を取得する場合（<表3-9>～<表3-12>）の科目名の対応について（記号が同じものが対応）

法別表第1（規則第4条第1項の表） （抜粋）				記号	<表3-9>～ <表3-12>の科目名	対応
欄	科目名	事項名				
第2欄	教科及び教科の指導法に関する科目	教科に関する専門的事項		① ⇒	教科に関する専門的事項に関する科目	左図の 同じ行 (⇒)が 対応
		各教科の指導法（情報機器及び教材の活用を含む。）		② ⇒	〈各教科の指導法に関する科目〉 又は〈教諭の教育の基礎的理解に関する科目等〉	
第3欄	教育の基礎的理解に関する科目	（略）	* ③ ⇒	第3欄に掲げる科目		
第4欄	道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目	（略）	* ④ ⇒	第4欄に掲げる科目		
第5欄	教育実践に関する科目	（略）	* ⑤	選択科目	②～⑤ から選択	
第6欄	大学が独自に設定する科目		⑥	大学が独自に設定する科目	①～⑥ から選択	

* 「第3欄」、「第4欄」及び「第5欄」＝「教諭の教育の基礎的理解に関する科目等」

2 中学校教諭専修免許状を取得する場合（基礎となる免許状：中学校教諭一種免許状）

【根拠規定：法別表第3、規則第11条】

<表3-9>

在職年数	科目	総単位数
3	大学が独自に設定する科目（大学院等）	15

3 中学校教諭一種免許状を取得する場合（基礎となる免許状：中学校教諭二種免許状）

※ (1)又は(2)の区分で適用表が異なります。

区 分	説 明	適用表・備 考
(1) 大学を卒業していない者	(2)に該当しない者	<表3-10>
(2) 大学を卒業した者等	次のいずれかに該当する者 ✓ 大学に3年以上在学し、かつ、93単位以上を修得した者 ✓ 大学に2年以上及び大学の専攻科に1年以上在学し、かつ、93単位以上を修得した者	<表3-11> (1)と比べて在職年数の軽減措置あり

(1) 大学を卒業していない者

【根拠規定：法別表第3、規則第11条・第13条・第14条、細則別表第1の1(5)】

<表3-10>

在職年数		5	6	7	8	9	10	11	12	12
		年	年	年	年	年	年	年	年	年
修得単位数(7)										(イ)
最低修得単位数	教科に関する専門的事項に関する科目(イ)	10	9	8	7	6	5	4	3	2科目 3単位以上
	〈各教科の指導法に関する科目〉 又は〈教諭の教育の基礎的理解に関する科目等〉	5	4	4	3	3	3	2	1	含 5単位以上
	第3欄に掲げる科目									
	〈各教科の指導法に関する科目〉又は〈第4欄に掲げる科目〉(ウ)	7	6	5	5	4	3	3	2	含
	選択科目	4	4	4	3	3	2	2	2	
	大学が独自に設定する科目	4	4	4	4	4	3	3	2	2
総単位数		45	40	35	30	25	20	15	10	10

<備考>

(7) 最低修得単位数を含んで、総単位数を修得します。

(イ) 免許教科の種類に応じ、それぞれ定める「教科に関する専門的事項に関する科目」についてそれぞれ1単位以上（「教科に関する専門的事項に関する科目」の科目数が、<表3-10>の(イ)の最低修得単位数を超える場合は、(イ)の最低修得単位数に相当する数の「教科に関する専門的事項に関する科目」についてそれぞれ1単位以上）を修得します。

(例)「教科に関する専門的事項に関する科目」の科目数が5、在職年数が11年（(イ)の最低修得単位数が4）の場合は、「教科に関する専門的事項に関する科目」の4科目

についてそれぞれ1単位以上を修得します。

- (ウ) 「各教科の指導法に関する科目」の単位を修得する場合は、受けようとする免許教科の「教科の指導法に関する科目」について修得します。
- (エ) 「12年以上(特例)」は、2単位以上の単位数をもって開講される大学の単位を含んで単位修得する場合に適用されます。

(2) 大学を卒業した者等

【根拠規定：法別表第3、規則第11条～第14条、細則別表第1の2(3)】

<表3-11>

		在職年数					
		3年	4年	5年	6年以上	6年以上(特例)	
修得単位数(ア)						(イ)	
最低修得単位数	教科に関する専門的事項に関する科目(イ)	6	5	4	3	2科目 3単位以上	
	〈各教科の指導法に関する科目〉 又は〈教諭の教育の基礎的理解に関する科目等〉	第3欄に掲げる科目	3	3	2	1	含
		〈各教科の指導法に関する科目〉又は〈第4欄に掲げる科目〉(ウ)	4	3	3	2	含
	選択科目	3	2	2	2		
大学が独自に設定する科目		4	3	3	2	2	
総単位数		25	20	15	10	10	

<備考>

- (ア)～(ウ)：「(1) 大学を卒業していない者」と同じ。
- (エ) 「6年以上(特例)」は、2単位以上の単位数をもって開講される大学の単位を含んで単位修得する場合に適用されます。

4 中学校教諭二種免許状を取得する場合（基礎となる免許状：中学校助教諭臨時免許状）
 【根拠規定：法別表第3、規則第11条・第13条・第14条、細則別表第1の1（6）】

<表3-12>

在職年数		6	7	8	9	10	11	12	13
		年	年	年	年	年	年	年	年以上
修得単位数（7）									
最低修得単位数	教科に関する専門的事項に関する科目（イ）	10	9	8	7	6	5	4	3
	〈各教科の指導法に関する科目〉	8	7	7	6	4	4	3	2
	又は〈教諭の教育の基礎的理解に関する科目等〉	9	8	7	6	5	4	3	2
	（ウ）								
	選択科目	4	4	3	3	3	2	2	2
大学が独自に設定する科目		4	4	4	4	4	3	2	1
総単位数		45	40	35	30	25	20	15	10

<備考>

- (7)(イ)：「3 中学校教諭一種免許状を取得する場合（1）大学を卒業していない者」と同じ。
 (ウ) 受けようとする免許教科の「教科の指導法に関する科目」及び「道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目（道徳の理論及び指導法に係る部分に限る。）」についてのそれぞれ1単位を含んで修得します。

5 中学校教諭一種又は二種免許状を取得する場合の特例【法附則・29法附則関係】

次のものがありますが、該当事例が少ないため、表は省略します。

取得しようとする免許状	説明	根拠規定
中学校教諭一種免許状	旧教員免許令による中学校高等女学校教員免許状、高等女学校教員免許状又は実業学校教員免許状の所有者、修業年限4年の教員養成諸学校の卒業者、修業年限4年以上の専門学校卒業者、旧大学令若しくは旧学位令による学士号の所有者で施行法第1条又は第2条の規定により中学校教諭二種免許状を受けている場合	法附則第5項、規則附則第4項、細則別表第1の6
中学校教諭二種免許状	施行法第1条第1項の表第2、3、7～9号、第2条第1項の表第2～4、6、9～12、15～17、20、20の3、24、24の2号の規定に該当し、同法により中学校助教諭臨時免許状を取得した者	29法附則第11項、規則附則第15項、細則別表第1の9（1）

第4 高等学校教諭免許状の上級免許状を取得する場合

1 法別表第1（規則第5条第1項の表）と、高等学校教諭免許状の上級免許を取得する場合（〈表3-13〉～〈表3-15〉）の科目名の対応について（記号が同じものが対応）

法別表第1（規則第5条第1項の表） （抜粋）				記号	〈表3-13〉～ 〈表3-15〉の科目名	対応
欄	科目名	事項名				
第2欄	教科及び教科の指導法に関する科目	教科に関する専門的事項		① ⇒	教科に関する専門的事項に関する科目	左図の 同じ行 (⇒)が 対応
		各教科の指導法（情報機器及び教材の活用を含む。）		② ⇒	〈各教科の指導法に関する科目〉 又は〈教諭の教育の基礎的理解に関する科目等〉	
第3欄	教育の基礎的理解に関する科目	(略)	* ③ ⇒	第3欄に掲げる科目		
第4欄	道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目	(略)	* ④ ⇒	第4欄に掲げる科目		
第5欄	教育実践に関する科目	(略)	* ⑤	選択科目	②～⑤から選択	
第6欄	大学が独自に設定する科目		⑥	大学が独自に設定する科目	①～⑥から選択	

* 「第3欄」、「第4欄」及び「第5欄」＝「教諭の教育の基礎的理解に関する科目等」

2 高等学校教諭専修免許状を取得する場合（基礎となる免許状：高等学校教諭一種免許状） 【根拠規定：法別表第3、規則第11条】

〈表3-13〉

在職年数	科目	総単位数
3	大学が独自に設定する科目（大学院等）	15

3 高等学校教諭一種免許状を取得する場合（基礎となる免許状：高等学校助教諭臨時免許状）

※ (1)又は(2)の区分で適用表が異なります。

区 分	説 明	適用表・備 考
(1) 大学を卒業していない者	(2)に該当しない者	<表3-14>
(2) 大学を卒業した者等	次のいずれかに該当する者 ✓ 大学に3年以上在学し、かつ、93単位以上を修得した者 ✓ 大学に2年以上及び大学の専攻科に1年以上在学し、かつ、93単位以上を修得した者	<表3-15> (1)と比べて在職年数の軽減措置あり

(1) 大学を卒業していない者

【根拠規定：法別表第3、規則第11条・第13条・第14条、細則別表第1の1(7)】

<表3-14>

		在職年数								
		5年	6年	7年	8年	9年	10年	11年	12年以上	
最低修得単位数	教科に関する専門的事項に関する科目 (イ)	10	9	8	7	5	4	4	3	
	〈各教科の指導法に関する科目〉又は〈教諭の教育の基礎的理解に関する科目等〉 (イ)	第3欄に掲げる科目	5	5	4	4	3	3	2	2
		〈各教科の指導法に関する科目〉又は〈第4欄に掲げる科目〉 (ウ)	3	3	3	2	1	1	1	
	選択科目	4	3	3	3	3	2	2	2	
	大学が独自に設定する科目	8	8	8	8	8	6	5	3	
総単位数		45	40	35	30	25	20	15	10	

<備考>

(ア) 最低修得単位数を含んで、総単位数を修得します。

(イ) 免許教科の種類に応じ、それぞれ定める「教科に関する専門的事項に関する科目」についてそれぞれ1単位以上（「教科に関する専門的事項に関する科目」の科目数が、<表3-14>の(イ)の最低修得単位数を超える場合は、(イ)の最低修得単位数に相当する数の「教科に関する専門的事項に関する科目」についてそれぞれ1単位以上）を修得します。

(例) 「教科に関する専門的事項に関する科目」の科目数が5、在職年数が11年（(イ)の最低修得単位数が4）の場合は、「教科に関する専門的事項に関する科目」の4科目についてそれぞれ1単位以上を修得します。

(ウ) 「各教科の指導法に関する科目」の単位を修得する場合は、受けようとする免許教科の「教科の指導法に関する科目」について修得します。

(エ) 規則第 11 条第 1 項の表備考第 2 号の適用者（大学に 2 年以上在学し、62 単位以上を修得した者又は高等専門学校を卒業した者で、法第 5 条第 6 項の規定により高等学校助教諭臨時免許状を受け、かつ、大学又は高等専門学校で「各教科の指導法に関する科目又は教諭の教育の基礎的理解に関する科目等」について 4 単位以上修得していない場合）は、4 単位に不足する単位数にこの表の「各教科の指導法に関する科目又は教諭の教育の基礎的理解に関する科目等」の最低修得単位数を加えた単位数を修得します。

(2) 大学を卒業した者等

【根拠規定：法別表第 3、規則第 11 条～第 14 条、細則別表第 1 の 2 (4)】

<表 3-15>

修得単位数 (7)		在職年数				
		3 年	4 年	5 年	6 年以上	
最低修得単位数	教科に関する専門的事項に関する科目 (イ)	5	4	4	3	
	〈各教科の指導法に関する科目〉又は〈教諭の教育の基礎的理解に関する科目等〉 (エ)	第 3 欄に掲げる科目	3	3	2	2
		〈各教科の指導法に関する科目〉又は〈第 4 欄に掲げる科目〉 (ウ)	1	1	1	
		選択科目	3	2	2	2
	大学が独自に設定する科目	8	6	5	3	
総単位数		25	20	15	10	

<備考>

(ア)～(エ)：「3 高等学校教諭一種免許状を取得する場合 (1) 大学を卒業していない者」と同じ。

4 高等学校教諭専修又は一種免許状を取得する場合の特例【法附則・29 法附則関係】

次のものがありますが、該当事例が少ないため、表は省略します。

取得しようとする免許状	説明	根拠規定
高等学校教諭専修免許状	修業年限4年の教員養成諸学校の卒業者、修業年限4年以上の専門学校卒業者又は旧大学令若しくは旧学位令による学士号の所有者で施行法第1条又は第2条により高等学校教諭一種免許状を受けている場合	法附則第5項、規則附則第4項
高等学校教諭一種免許状	旧法（昭和24年）又は29法附則第7項（短期大学士なし）で高等学校助教諭臨時免許状を受けた者	29法附則第8項、規則附則第14項、細則別表第1の8
	29法附則第7項（短期大学士なし）で高等学校助教諭臨時免許状（保健）を受け、かつ、看護師の免許を受けている者	29法附則第7項、規則附則第38項・第39項、細則別表第1の10

第5 養護教諭免許状の上級免許状を取得する場合

1 法別表第2（規則第9条の表）と、養護教諭免許状の上級免許を取得する場合（<表3-16>～<表3-18>）の科目名の対応について（記号が同じものが対応）

法別表第2（規則第9条の表） （抜粋）			記号		<表3-16>～ <表3-18>の科目名		対応
欄	科目名						
第2欄	養護に関する科目		①	⇒	養護に関する科目		左図の 同じ行 (⇒)が 対応
第3欄	教育の基礎的理解に関する科目	*	②	⇒	養護教諭・ 栄養教諭の 教育の基礎 的理解に関 する科目等	第3欄に掲 げる科目	
第4欄	道徳、総合的な学習の時間 等の内容及び生徒指導、教 育相談等に関する科目	*	③	⇒		第4欄に掲 げる科目	
第5欄	教育実践に関する科目	*	④			選択科目	
第6欄	大学が独自に設定する科 目		⑤		大学が独自に設定する科 目		

*「第3欄」、「第4欄」及び「第5欄」＝「養護教諭・栄養教諭の教育の基礎的理解に関する科目等」

2 養護教諭専修免許状を取得する場合（基礎となる免許状：養護教諭一種免許状） 【根拠規定：法別表第6、規則第17条】

<表3-16>

在職年数	科目	総単位数
3	大学が独自に設定する科目（大学院等）	15

3 養護教諭一種免許状を取得する場合（基礎となる免許状：養護教諭二種免許状）
 【根拠規定：法別表第6、規則第12条・第17条、細則別表第1の4（1）】

<表3-17>

在職年数	法別表第6備考第1号の規定の適用を受けない場合				次のいずれかに該当する者 ①法別表第6備考第1号の規定の適用を受ける場合（イ） ②大学を卒業した者等（オ）		
	3	4	5	5	1		
	年	年	年以上	（特例） 年以上	年以上		
修得単位数（フ）				（ウ）			
最低修得単位数	養護に関する科目（イ）		8	7	5	5	4
	養護教諭・栄養教諭の教育の基礎的理解に関する科目等	第3欄に掲げる科目	2	2	1		1
		第4欄に掲げる科目	2	2			
		選択科目	2	2	2	3	2
	大学が独自に設定する科目		2	2	2	2	2
総単位数		20	15	10	10	10	

<備考>

- (フ) 最低修得単位数を含んで、総単位数を修得します。
- (イ) 規則第9条の表備考第1号に掲げる次の科目について、それぞれ1単位を含んでこの表に定める最低修得単位数を修得します。
- ✓ 衛生学・公衆衛生学（予防医学を含む。）
 - ✓ 学校保健
 - ✓ 養護概説
 - ✓ 栄養学（食品学を含む。）
- (ウ) 5年以上（特例）は、2単位以上の単位数をもって開講される大学の単位を含んで単位修得する場合に適用されます。
- (エ) 法別表第2ロにより二種免許状を取得した者となります。
- (オ) 次のいずれかに該当する者となります。
- ✓ 大学に3年以上在学し、かつ、93単位以上を修得した者
 - ✓ 大学に2年以上及び大学の専攻科に1年以上在学し、かつ、93単位以上を修得した者
 - ✓ 旧国立養護教諭養成所を卒業した者

4 養護教諭二種免許状を取得する場合（基礎となる免許状：養護助教諭臨時免許状（※））
【根拠規定：法別表第6、規則第17条、細則別表第1の4（2）】

※ 臨時免許状所有者に相当する者として文部科学省令で定める者（規則第69条の2・第69条の3（注））となったことをもって、臨時免許状の取得とみなし、在職年数に含めることができます。

（注）幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校又は幼保連携型認定こども園で専ら幼児、児童又は生徒の養護に従事する職員

<表3-18>

在職年数		右欄に該当しない者					看護師免許を受けており(ウ)、臨時免許状を取得した者	
		6	7	8	9	10		
		年	年	年	年	年以上	0 以上	
修得単位数(ア)								
最低修得単位数	養護に関する科目(イ)	14	12	10	7	5	4	
	養護教諭・栄養教諭の教育の基礎的理解に関する科目等	第3欄に掲げる科目	3	2	2	2	1	1
	第4欄に掲げる科目	3	3	2	2			
	選択科目	2	2	2	2	2	2	
大学が独自に設定する科目		2	2	2	2	2	2	
総単位数		30	25	20	15	10	10	

<備考>

(ア)(イ)：「3 養護教諭一種免許状を取得する場合」と同じ。

(ウ) 保健師助産師看護師法第7条第3項の規定により看護師免許を受けている者

5 養護教諭二種免許状を取得する場合の特例【29法附則関係】

次のものがありますが、該当事例が少ないため、表は省略します。

説明	根拠規定
高等学校（旧中等学校令による高等女学校を含む。）の卒業生で保健師助産師看護師法による准看護師免許を受けている者又は同法による保健師の免許を受けている者で養護助教諭臨時免許状を受けている場合	29法附則第18項、細則別表第1の11

第6 栄養教諭免許状の上級免許状を取得する場合

1 法別表第2（規則第10条の表）と、栄養教諭免許状の上級免許を取得する場合（<表3-19>～<表3-20>）の科目名の対応について（記号が同じものが対応）

法別表第2の2（規則第10条の表） （抜粋）			記号		<表3-19>～ <表3-20>の科目名		対応
欄	科目名						
第2欄	栄養に係る教育に関する科目		①	⇒	栄養に係る教育に関する科目		左図の 同じ行 (⇒)が 対応
第3欄	教育の基礎的理解に関する科目	*	②	⇒	養護教諭・ 栄養教諭の 教育の基礎 的理解に関 する科目等	第3欄に掲 げる科目	
第4欄	道徳、総合的な学習の時間 等の内容及び生徒指導、教 育相談等に関する科目	*	③	⇒		第4欄に掲 げる科目	
第5欄	教育実践に関する科目	*	④			選択科目	
第6欄	大学が独自に設定する科 目		⑤		大学が独自に設定する科 目		

*「第3欄」、「第4欄」及び「第5欄」＝「養護教諭・栄養教諭の教育の基礎的理解に関する科目等」

2 栄養教諭専修免許状を取得する場合（基礎となる免許状：栄養教諭一種免許状） 【根拠規定：法別表第6条の2、規則第17条の2】

<表3-19>

在職年数	科目	総単位数
3	大学が独自に設定する科目（大学院等）	15

3 栄養教諭一種免許状を取得する場合（基礎となる免許状：栄養教諭二種免許状）

【根拠規定：法別表第6の2、規則第17条の2、細則別表第1の4の2】

<表3-20>

修得単位数(ア)		在職年数		管理栄養士免許を有しない場合							管理栄養士免許を有する場合
		3	4	5	6	7	8	9	9	0	
		年	年	年	年	年	年	年以上	(特例) 年以上	年以上	
最低修得単位数	管理栄養士学校指定規則別表第1に掲げる教育内容に係る科目(イ)	32	27	23	18	15	10	6	6		
	栄養に係る教育に関する科目	2	2	2	2	1	1	1	4単位以上 (エ)	2	
	養護教諭・栄養教諭の教育の基礎的理解に関する科目等	2	2	2	2	2	2	1		2	
	第3欄に掲げる科目	2	2	2	2	2	2	1		2	
	第4欄に掲げる科目	2	2	1	1				2		
	選択科目	2	2	2	2	2	2	2	2	2	
総単位数		40	35	30	25	20	15	10	10	8	

<備考>

- (ア) 最低修得単位数を含んで、総単位数を修得します。
- (イ) 次表に掲げる教育内容のいずれかを含む科目について、この表に定める最低修得単位数を修得します。
- (ウ) 「9年以上(特例)」は、2単位以上の単位数をもって開講される大学の単位を含んで単位修得する場合に適用されます。
- (エ) 「栄養に係る教育に関する科目」及び「養護教諭・栄養教諭の教育の基礎的理解に関する科目等」について、それぞれ1科目を含んで4単位以上を修得します。

【参考】管理栄養士学校指定規則別表第1（管理栄養士養成施設で行われるべき教育内容の規定）

教育内容		単位数		教育内容		単位数	
		講義又は演習	実験又は実習			講義又は演習	実験又は実習
専門基礎分野	社会・環境と健康	6	10	専門分野	基礎栄養学	2	8
	人体の構造と機能及び疾病の成り立ち	14			応用栄養学	6	
					栄養教育論	6	
	食べ物と健康	8			臨床栄養学	8	
					公衆栄養学	4	
					給食経営管理論	4	
						総合演習	
			臨地実習			4	

- ✓ 単位の計算方法は、大学設置基準第21条第2項の規定の例によります。
- ✓ 臨地実習以外の専門分野の教育内容の実験又は実習は、教育内容ごとに1単位以上行います。
- ✓ 臨地実習の単位数には、給食の運営に係る校外実習の1単位を含むものとします。